

令和8年度

時津町一般廃棄物処理実施計画

長崎県 時津町

時津町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物の処理実施計画を次のとおり定めるものである。

- 1 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 計画区域 時津町全域
- 3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

一般廃棄物	生活系	分別区分	発生量
		もやせるごみ	4,365 t
もやせないごみ	158 t		
粗大ごみ	344 t		
ペットボトル	103 t		
プラスチック製容器包装	336 t		
カン・ビン	225 t		
ざつがみ・紙箱	85 t		
草木類	18 t		
小計		5,634 t	
(直接搬入)事業系	もやせるごみ	1,688 t	
	もやせないごみ	1 t	
	粗大ごみ	19 t	
	草木類	79 t	
	小計	1,787 t	
集団回収	ダンボール	116 t	
	新聞紙・チラシ	74 t	
	雑誌類	85 t	
	布類	1 t	
	牛乳パック	0 t	
	蛍光管・電球・乾電池	6 t	
	小計	282 t	
合計		7,703 t	

年間の発生量を7,703 tと見込み、長与・時津環境施設組合が運営する時津クリーンセンター及びクリーンパーク長与のほか県内外民間事業所で中間処理及び最終処理する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

し尿	891 kℓ
浄化槽汚泥	1,330 kℓ
合計	2,221 kℓ

年間の発生量を2,221 kℓと見込み、全量を時津町し尿等前処理施設で処理する。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 家庭系ごみ

分別区分	収集頻度	収集方法	収集容器
もやせるごみ	週2回	ステーション方式	指定ごみ袋
もやせないごみ	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
粗大ゴミ	年2回	拠点回収方式	(指定なし)
ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
プラスチック製容器包装	週1回	ステーション方式	指定ごみ袋
カン・ビン	週1回	ステーション方式	指定ごみ袋
ざつがみ・紙箱	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
紙類(ダンボール等)	月2回	ステーション・拠点回収	(指定なし)
布類	月2回	ステーション・拠点回収	(指定なし)
蛍光管・電球	月1回 年2回	拠点回収方式	コンテナ等
乾電池	月1回 年2回	拠点回収方式	コンテナ等
小型充電式電池	随時	拠点回収方式	コンテナ等
水銀式温度計・体温計・ 血圧計	随時	拠点回収方式	コンテナ等

① もやせるごみ

(ア) 処分

全量をクリーンパーク長与に搬入し焼却処理する。処理により発生した主灰については、セメント原料化を行う業者へ引き渡す。飛灰については、脱塩処理施設で脱塩処理後セメント原料化を行う業者へ引き渡す。

② もやせないごみ

(ア) 処分

時津クリーンセンターに搬入し、もやせるごみともやせないごみに分別し、もやせるごみはクリーンパーク長与へ搬入し、焼却処理する。処理により発生した主灰については、セメント原料化を行う業者へ引き渡す。飛灰については、脱塩処理施設で脱塩処理後セメント原料化を行う業者へ引き渡す。もやせないごみは、再資源化できるものを取り除いた後、民間業者へ委託して最終処分場で埋立処分を行う。また、再資源化できるものは、再商品化事業者へ引き渡す。

③ 粗大ごみ

(ア) 処分

もやせるごみはクリーンパーク長与へ搬入し、焼却処理する。処理により発生した主灰については、セメント原料化を行う業者へ引き渡す。飛灰については、脱塩処理施設で脱塩処理後セメント原料化を行う業者へ引き渡す。もやせないごみは時津クリーンセンターに搬入し、リサイクルできるものは再商品化事業者へ引き渡す。

④ 資源ごみ（プラスチック製容器包装、ペットボトル、カン・ビン、ざつがみ・紙箱）

(ア) 処分

i プラスチック製容器包装

時津クリーンセンターに搬入し選別保管後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡す。

ii ペットボトル

時津クリーンセンターに搬入し選別保管後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡す。

iii カン・ビン

時津クリーンセンターに搬入し選別保管後、カンについては再商品化事業者へ引き渡し、ビンについては公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡す。

iv ざつがみ・紙箱

再商品化事業者へ引き渡す。

⑤ 資源ごみ（紙類、布類、蛍光管・電球、乾電池、小型充電式電池、水銀式温度計・体温計・血圧計）

(ア) 処分

i 紙類（ダンボール、新聞・チラシ、雑誌類）

再商品化事業者へ引き渡す。

ii 布類

再商品化事業者へ引き渡す。

iii 蛍光管・電球

時津クリーンセンターに搬入後、再商品化事業者へ引き渡す。

iv 乾電池

時津クリーンセンターに搬入後、再商品化事業者へ引き渡す。

v 小型充電式電池

指定場所で回収後、再商品化事業者へ引き渡す。併せて、不適切な廃棄を防ぐため、周知啓発を行っていく。

vi 水銀式温度計・体温計・血圧計

指定場所で回収後、再商品化事業者へ引き渡す。

(2) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならない。ただし、事業者が自ら処理できない事業系一般廃棄物は、時津町が許可した収集運搬業者へ委託するか又は自らもやせるごみはクリーンパーク長与へ搬入し、もやせないごみは時津クリーンセンターへ搬入する。

① 適正処理の推進

事業活動に伴って生じた廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別し、各許可業者へ委託するものとする。

※産業廃棄物を一般廃棄物として排出（収集運搬委託を含む。）すると、廃棄物処理法の委託基準違反となり罰則が適用される。また、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要がある、交付をせずに処理を委託した場合も、同様に罰則が適用される。

② 食品廃棄物の排出抑制

食品小売業や外食産業において発生する食品残渣廃棄物については、食品リサイクル法により排出業者は適正な処理を行うよう努める。

③ 機密文書のリサイクル及び適正処理の推進

事業所等から発生する機密文書に関しては、ごみ処理施設への搬入を禁止とし、処理については、機密文書のリサイクル可能な専門業者へ委託する。

④ 焼却を目的としたリサイクル可能な紙類のごみ処理施設への搬入禁止

紙類の資源化を促進する観点から、事業所等から発生するリサイクル可能な紙類について、可燃ごみとしてのごみ処理施設への搬入を禁止する。また、リサイクル可能な紙類が混入された可燃ごみの搬入も禁止する。

【リサイクル可能な紙類の例示】

段ボール、新聞紙、チラシ、雑誌類（雑誌、本、パンフレット、カタログ等）、ぎつがみ類（紙パック、OA用紙、シュレッダー紙、包装紙、菓子箱、ティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺等）、機密書類を含む。

(3) 町が収集しない一般廃棄物

① 適正処理困難物

消火器、オイル、タイヤ、バイク、薬品、コンクリートブロック、バッテリー、かわら、ガスボンベ、石・砂・土、石膏ボード、建築廃材、耐火金庫、処理が困難なもの、処理に危険が伴うもの等。

(ア) 処分

排出者は、専門業者に依頼、若しくは購入した店に引き取りを依頼するように指導する。

② 家電リサイクル法対象物

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機

(ア) 処分

排出者は、購入した小売店、又は買換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、自ら指定引取場所へ搬入するように指導する。

③ PCリサイクル法対象物

デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ等

(ア) 処分

排出者が購入店、又は製造メーカー等の受付窓口に申し込むように指導する。

④ 感染性のあるもの

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物

(ア) 処分

排出者の責任において、専門処理業者に委託して処分するように指導する。

(4) し尿

(ア) 収集運搬

原則として、月1回収集運搬する。

(イ) 処分

時津浄化センター内のし尿等前処理施設へ搬入し、前処理後、下水道処理施設で最終処分する。

(ウ) 収集区域

町内全域

(5) 浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬

浄化槽を有する者の申し込みにより収集運搬する。

(イ) 処分

時津浄化センター内のし尿等前処理施設へ搬入し、前処理後、下水道処理施設で最終処分する。

(ウ) 収集区域

町内全域

5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

循環型社会の形成をめざし、ごみの発生抑制（リフューズ）や排出抑制（リデュース）に努めるとともに、使えるものの再使用（リユース）を徹底し、再生利用（リサイクル）を進める。

また、現在行っている自治会での紙類及び布類回収の再資源化運動を促進するとともに、自治会を対象としたこれらの環境教育を展開し、ごみの減量化を図る。

更に、もやせるごみとして排出されているリサイクル可能な紙類の再資源化を促進する。

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

一般廃棄物の適正な処理を行うため、施設の整備を図るとともに、一般廃棄物処理業者に対しては、資質の向上も含めて、適正に処理を行うように指導を強化する。